

## 森林整備事業に関する業務連携協定書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と、〇〇森林組合（以下「乙」という）とは、次のとおり森林整備事業に関する業務連携協定を締結する。

### 第1条（目的）

本協定は、岐阜県内における民有林の森林整備事業を推進するために、甲及び乙がそれぞれ誠意を持って協力することを目的とする。

### 第2条（連携の内容、方法及び役割）

本協定により連携する業務の範囲は、岐阜県内における民有林の森林整備事業とする。

- 甲と乙は、岐阜県内における民有林の森林整備事業を推進するため、相互の業務内容等について適宜情報共有するとともに、相互の必要に応じて請負契約を行うなどにより、緊密に業務連携を図る。
- 本協定は、甲又は乙が、他の事業者と同様の業務連携協定を締結することを妨げない。

### 第3条（労働力確保に関する取組みへの協力）

甲及び乙は、森のジョブステーションぎふ（岐阜県林業労働力確保支援センター）が行う事業及び調査等に積極的に協力する。

### 第4条（期間）

この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。（or 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。）ただし、有効期間満了にあたり、双方より延期について異議の申し出が無いときには、期間を1年間更新したものとみなす。

- 甲及び乙のいずれかが本協定の破棄を申し出たときには、破棄することができる。ただし、2カ月前に通知しなければならないものとする。

### 第5条（疑義の決定）

本協定に疑義があるとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に定める。

**\* 請負契約書等で、事業範囲、金額等を定める。**

本協定を証するため、協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

**\* 3者連携となる場合は、甲、乙、丙の3者協定とする。**

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇 印

乙 〇〇森林組合  
代表理事組合長 〇〇〇〇 印